

令和5年5月10日

保護者各位

茨城県立大洗高等学校長 小貫 弘一

5類感染症への以降に伴う新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候 保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきまして、感謝申し上げます。

さて、5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されたことに伴い、下記のとおり学校での対応を変更しますことをお知らせいたします。

記

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- ・ 健康状態の把握、適切な換気、手指衛生や咳エチケットの指導は継続する。
- ・ マスクの着用を求めないことが基本となる。

2. 出席停止等の取扱いについて

- ・ 出席停止期間の基準の設定
「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」
※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨する。
- ・ 同居する家族の感染が判明しても、本人の感染が確認されていない場合は、登校可能。
(出席停止の対象とはならない)
- ・ 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関する早退・欠席等は欠課扱いとなる。

3. その他

- ・ 感染が確認された場合は、学校へご連絡ください。
- ・ 「新型コロナ出席停止届」を家庭へ郵送しますので、保護者の方がご記入の上、医療機関を受診したことがわかる領収書等を添付し、登校した際に担任へ提出してください。